

令和 7 年 9 月定例会

建設委員会資料
(上下水道局)

秋田市公営企業職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第15条 （略） （給与の減額） 第16条 （略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）もしくは介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり、日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認又は組合休暇（当該職員が管理者の許可を得て労働組合の業務又は活動に従事する場合における休暇をいう。）の許可を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料額を減額して給与を支給する。 3および4 （略） 第16条の2～第16条の6 （略） （非常勤職員の給与） 第17条 （略） 2 第2条第2項、第3条、第5条から第9条まで、第10条、第12条から第15条まで、第16条第1項、同条第2項（部分休業および介護休暇に係る部分に限	第1条～第15条 （略） （給与の減額） 第16条 （略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）もしくは介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり、日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認又は組合休暇（当該職員が管理者の許可を得て労働組合の業務又は活動に従事する場合における休暇をいう。）の許可を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料額を減額して給与を支給する。 3および4 （略） 第16条の2～第16条の6 （略） （非常勤職員の給与） 第17条 （略） 2 第2条第2項、第3条、第5条から第9条まで、第10条、第12条から第15条まで、第16条第1項、同条第2項（部分休業および介護休暇に係る部分に限

る。）、第16条の3および第16条の6の規定（会計年度任用職員が前項第1号に掲げる会計年度任用職員である場合にあっては、第14条の規定を除く。）は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、第15条中「の規定」とあるのは「および秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年秋田市条例第22号）の規定」と、第16条第2項中「2時間」とあるのは「当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間」と読み替えるものとする。 3 （略） 以下 （略）	る。）、第16条の3および第16条の6の規定（会計年度任用職員が前項第1号に掲げる会計年度任用職員である場合にあっては、第14条の規定を除く。）は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、第15条中「の規定」とあるのは「および秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年秋田市条例第22号）の規定」と、第16条第2項中「<u>小学校就学の始期</u>」とあるのは「<u>3歳</u>」と、「2時間」とあるのは「当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間」と読み替えるものとする。 3 （略） 以下 （略）
---	--

上下水道事業経営の見通しについて

1 現状

- (1) 経常収支比率、料金回収率・経費回収率は、100%以上となっており、現状では健全な経営となっている。
- (2) しかし、令和6年度決算見込みにおいて、水道事業会計、下水道事業会計ともに黒字を確保しているものの、その額は年々減少している。
- (3) さらに、人口減少に伴う料金減収に加え、近年の社会経済情勢の変化に伴う労務単価や物価の上昇等の影響により、事業を取り巻く環境は厳しさを増している。
- (4) こうしたなか、仁井田浄水場等の老朽化施設の更新、耐震化、古川雨水排水ポンプ場等の浸水対策など、大規模事業が本格化している。

表 純損益・資金残高

[水道事業]				(単位:億円)	[下水道事業]				(単位:億円)
年度 (決算値)	収益の収支 (税抜き)			資金残高	年度 (決算値)	収益の収支 (税抜き)			資金残高
	総収益	総費用	純損益			総収益	総費用	純損益	
R3	71.3	59.8	11.5	112.1	R3	101.5	97.7	3.8	26.3
R4	70.4	61.6	8.8	115.6	R4	101.9	95.7	6.2	28.6
R5	69.6	63.1	6.5	110.3	R5	101.3	98.3	3.0	25.4
R6※	70.0	64.6	5.4	108.8	R6※	100.8	96.6	4.2	30.4

※R6は決算見込み値

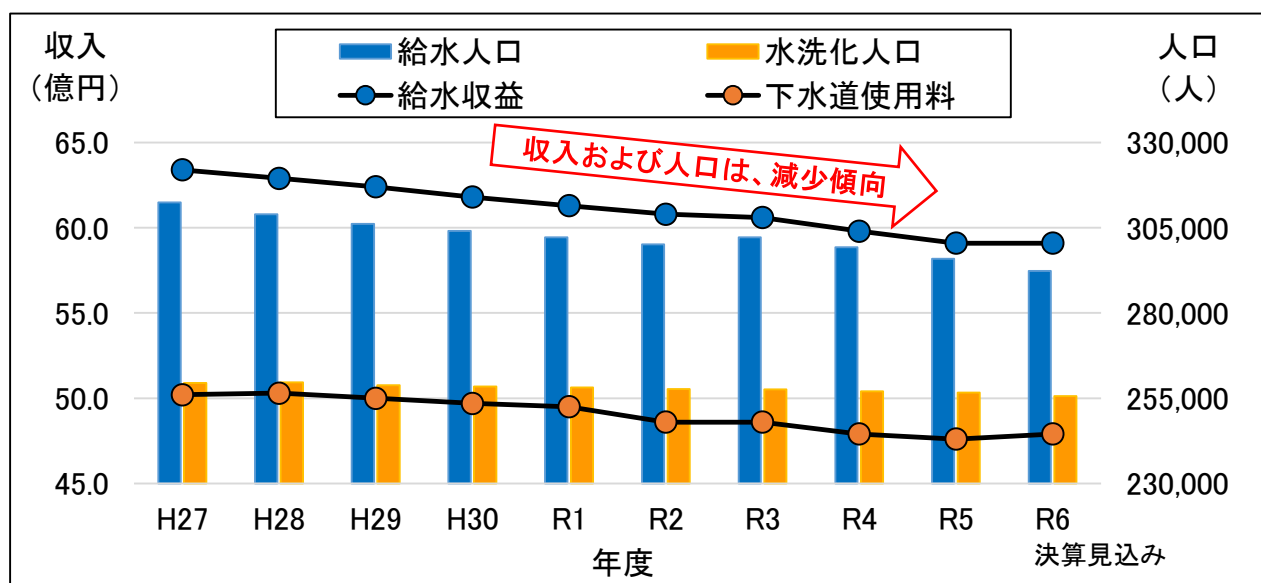


図 収入と人口の推移

2 財政見通し

(1) 水道事業

- ・収益的収入は、人口減に伴う給水収益の減少により、減少傾向
- ・収益的支出は、令和10年度以降、（新）仁井田浄水場の減価償却費により、大幅増
- ・当年度純損益は、8年度以降、収益的収支の逆転により赤字に転じる。
- ・資本的収支は、9年度までは仁井田浄水場の更新事業のため、支出が大きくなっているが、その後は50億円程度で推移する見込み
- ・資金残高は、11年度にマイナスに転じる見込み

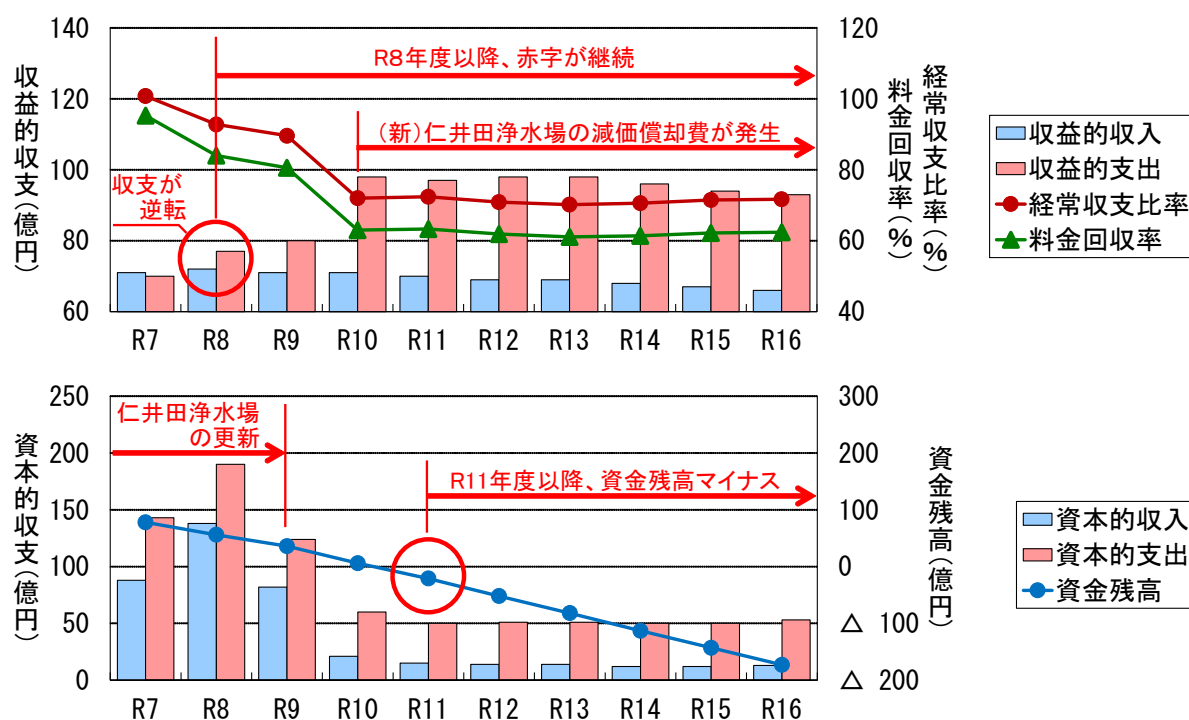


図 収益的収支・資本的収支（水道事業）



写真 仁井田浄水場等整備事業（令和7年8月26日撮影）

(2) 下水道事業

- ・収益的収入は、人口減に伴い下水道使用料が減少するものの、浸水対策事業にかかる一般会計繰入金の増により、増加傾向
- ・収益的支出は、令和8年度以降、委託費の増加や流域下水道維持管理負担金の単価上昇により、増加する。
- ・当年度純損益は、8年度以降、収益的収支の逆転により赤字に転じる。
- ・資本的収支は、10年度までは浸水対策事業のため、支出が大きくなっているが、その後は90億円程度で推移する見込み
- ・資金残高は、11年度まで減少するものの、その後は微増となる見込み

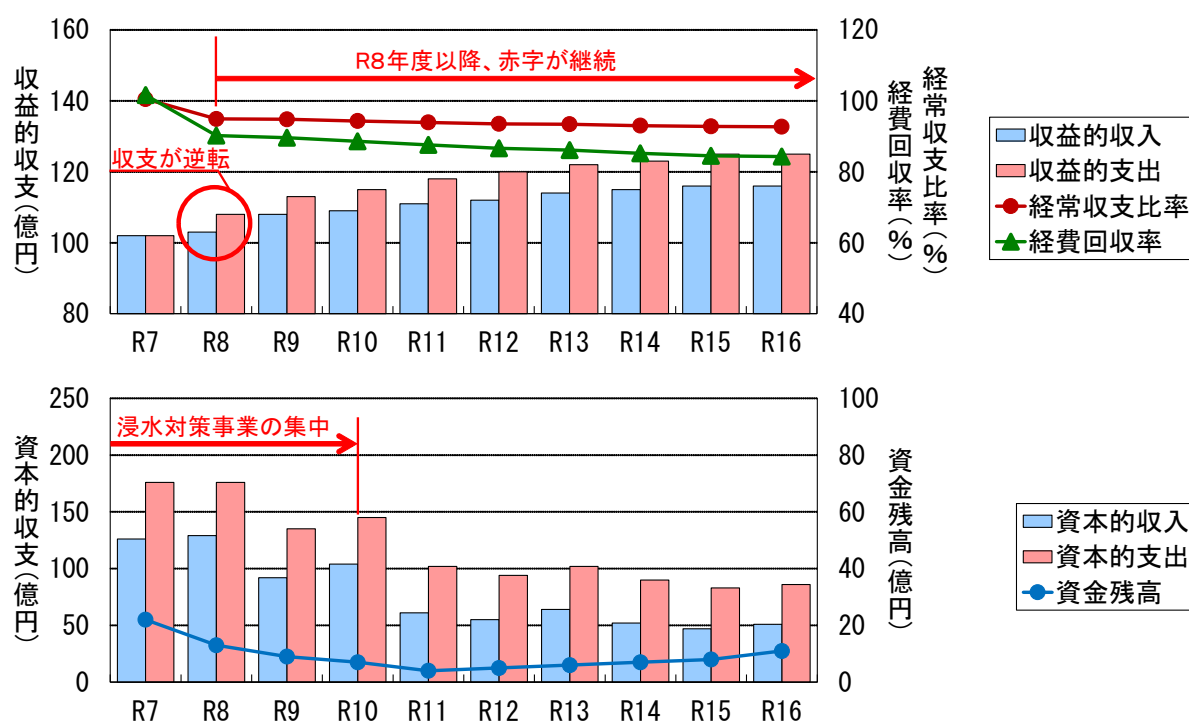


図 収益的収支・資本的収支(下水道事業)



写真 古川雨水排水ポンプ場（令和7年8月31日撮影）

3 上下水道事業基本計画に掲げる安定経営に向けた取組

- (1) 期待耐用年数に基づいた計画的な施設更新、水需要に合わせた施設の統廃合やダウンサイジングによる事業費の縮減
- (2) 国庫補助等による事業実施や経営状況を踏まえた適切な料金・使用料設定の検討、遊休資産の有効活用など

4 本市の料金・使用料の現状

- (1) 直近改定は、水道料金が平成8年4月(29年経過)、下水道使用料が平成15年4月(22年経過)
- (2) 東北県庁所在都市のうち、水道料金は2番目、下水道使用料は4番目に安価
- (3) これまで、長期的な低金利時代の継続のほか、高金利債の繰上償還による利払い負担の軽減などにより、経費全体が抑制
- (4) 窓口業務等の包括的民間委託や各種システムの導入による人件費の削減
- (5) 将来にわたり、良質な上下水道サービスを持続していくためには、料金・使用料の見直しが必要な状況

表 東北県庁所在都市との料金・使用料等の比較

[水道事業] (令和7年4月1日現在)

都市名	現行料金 改定年月	経過年数 (年)	1か月20m ³ 料金(円)	給水人口密度 (人/km ²)	管路経年化率 (%)
青森市	S60年4月	40	2,728	1,263.68	48.24
秋田市	H8年4月	29	2,860	1,003.49	11.07
盛岡市	H29年4月	8	2,890	1,963.93	21.27
山形市	H18年4月	19	3,509	1,690.16	19.69
仙台市	H10年4月	27	3,553	2,948.95	28.02
福島市	H28年4月	9	3,718	976.08	22.39

※メーター口径13mmで、1か月20m³使用した場合の料金の安い順

[下水道事業] (令和7年4月1日現在)

都市名	現行使用料 改定年月	経過年数 (年)	1か月20m ³ 使用料(円)	処理区域内人口 密度(人/km ²)	管渠老朽化率 (%)
仙台市	H14年6月	22	1,917	6,077.98	15.45
福島市	H15年4月	22	2,860	4,535.69	8.15
青森市	H27年4月	10	3,108	4,867.64	13.61
秋田市	H15年4月	22	3,113	4,752.95	11.37
山形市	H10年4月	27	3,355	4,024.75	6.00
盛岡市	R7年4月 (H22年4月)	0 (15)	3,377 (2,455)	4,939.18	7.30

※1か月20m³使用した場合の使用料の安い順

5 「(仮称) 上下水道事業経営審議会」の設置

- (1) 安定した上下水道事業の運営維持や重要事項の審議を目的に設置
- (2) 既存の上下水道事業経営アドバイザー会議を審議会に移行
- (3) 委員数は、既存のアドバイザー委員をベースに、計10人程度を想定
- (4) 令和7年12月に「(仮称) 上下水道事業経営審議会」設置の条例改正を予定